

「後期高齢者医療制度」

本年年度の保険料が決定

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と、一定の障害があると認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が保険料を納めることになっています。

この制度の大切な財源である皆さんからの保険料は、法律により2年に1度見直すことになっています。本年度はその見直し年に当たり、保険料が決定したので、7月中旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額55万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

原則、保険料は県内均一ですが、旭市は過去の1人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低かったため、平成25年度まで保険料が軽減される不均一保険料が設定されています(表1)。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者および

送付しますので、納期内に市役所または各支所・金融機関・郵便局の窓口で納付してください。なお口座振替を希望する人は、被保険者証、預金通帳、通帳の届け出印を持参し、市指定の金融機関で申し込んでください。

納期は7月～翌年2月までの年8回です。納期限は各月の末日(12月は25日)で、休日の場合は翌営業日になります。

保険料を納めなかった場合

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、保険証の返還などの措置が取られる場合があります。忘れずに納付してください。

ださい。

被災した人の保険料

東日本大震災で被災し、平成23年度の保険料が減免された人は、引き続き減免となる予定ですが、具体的な内容が確定していません。今回送付する決定通知書の額は、減免前の額となっています。減免決定通知は内容が確定次第送付します。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
資格保険課
☎043・3008・6768
市保険年金課高齢者医療年金班
☎62・5882

保険料の納め方

納付方法は、資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。送付される決定通知書で確認してください。

●特別徴収(年金引き落とし)

年額18万円以上の年金受給者(介護保険料との合計額が年金

世帯主の総所得金額の合計額が、表2の基準を下回る場合、均等割額が軽減されます。

この制度に加入する前日まで健康保険組合などの被扶養者だった人は、所得割額が掛からず、均等割額も9割軽減されます。

納付方法は、資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。送付される決定通知書で確認してください。

納付方法は、資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。送付される決定通知書で確認してください。

納付方法は、資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。送付される決定通知書で確認してください。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。納付書は決定通知書と一緒に

〈表1〉平成24年度の保険料=均等割額+^{*}所得割額 (1人当たり)

旭市	均等割額	35,800円
	所得割率	6.97%
県内均一	賦課限度額	550,000円
	均等割額	37,400円
	所得割率	7.29%
	賦課限度額	550,000円

^{*}所得割額=(総所得金額など-33万円)×所得割率

〈表2〉均等割額の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)	9割	3,500円
33万円	8.5割	5,300円
33万円+(24万5,000円×世帯に属する被保険者数) [*] 被保険者である世帯主を除く。	5割	17,900円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	2割	28,600円